

京丹後市 文化芸術事業の評価について（案）

（目的）

市が実施または補助金交付団体が実施する文化芸術事業を年度毎に点検することにより、京丹後市文化芸術振興計画に掲げる施策との関連、及び課題に対しての対応をより明確とさせることを目的とする。

（評価対象事業）

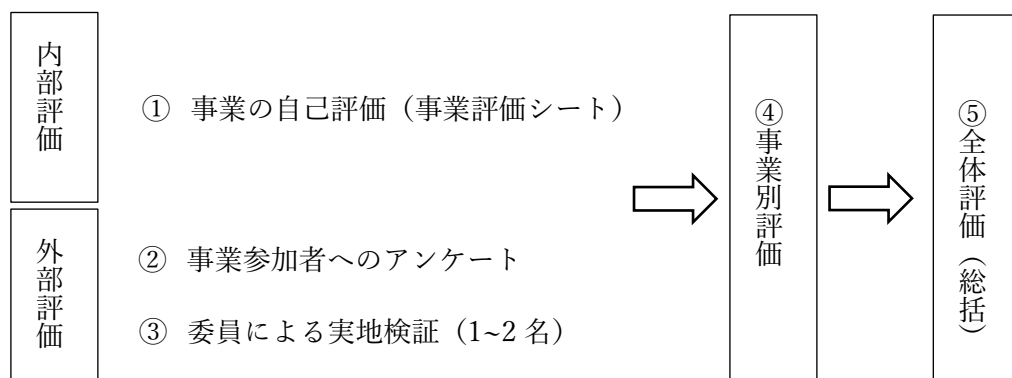
次に掲げる事業のうちから年度毎に選定する。

- （１）京丹後市主催事業・共催事業
- （２）補助金交付団体主催事業

（評価に向けて）

- ・事業開始前に各事業実施団体が、取り組み目標および行動計画の設定を行う。
- ・目標および行動計画の設定においては、京丹後市文化芸術振興計画に掲げる施策との関連が明確になるよう留意する。
- ・目標および行動計画の設定後、事業意図、目的、行動計画等を事業実施団体と事業評価者（委員）が共有し、共通認識のもと事業を実施する。

（評価の手法）



※事業評価シートは統一フォーマットを使用。

※アンケートは各団体の任意書式で行う。ただし、①アンケート回収率(%)、②観客満足度(%)、③入場者数(名)は必須項目とし、評価の対象とする。

※市は補助金交付団体の事業について評価しない。市主催事業の自己評価のみ行う

(事業実施団体が行う事項)

- (1) 評価項目の作成および調整
- (2) 事業評価者（委員）への事業説明
- (3) 事業実施後の自己評価

(事業評価者が行う事項)

- (1) 評価項目の作成及び調整（事業実施団体との調整）
- (2) 評価報告書の作成、公表
- (3) 評価対象事業における改善が必要な事項の指摘

(事業別評価のスケジュール)

